

熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案）

熊本県議会議員の定数を定める条例（平成14年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「49人」を「48人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年3月1日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

熊本県議会議員の定数を定める条例（平成14年熊本県条例第2号） 新旧対照表

旧	新
地方自治法(昭和22年法律第67号)第90条第1項の規定により、熊本県議会議員の定数は、 <u>49</u> 人とする。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第90条第1項の規定により、熊本県議会議員の定数は、 <u>48</u> 人とする。